

午前１０時１５分 開会

○議長（原 克実君） ただいまから、継続市議会定例会を開会いたします。

開議に先立ち、建設部長より、去る３月９日の一般質問における１２番池田康雄君の質問に対する答弁の中で、その発言の一部を訂正したい旨の申し出がありますので、発言を許可いたします。

○建設部長（金澤 晋君） 本会議の貴重なお時間をお借りいたしまして、私の答弁の訂正をさせていただきます。

去る３月９日の本会議におきまして、池田康雄議員の一般質問の中、株式会社イズミ進出に伴う交通渋滞緩和策の一環としまして、流川通りから国道１０号に接続する右折レーンの工事に関しまして、当日、私から、「流川の右折レーンの工事については、市の方で整備を行い、そして県の方に所管の移管を行う」という旨の答弁をさせていただきましたが、本件は、「株式会社イズミが整備を行い、県への移管を行う」という文言に訂正させていただきますと存じます。

なお、本件に関しまして、あたかも市費からの持ち出しが生じるような印象を与えました質問者の池田議員を初め議員、関係者の皆様方に対しまして心からおわびをし、訂正の趣旨を御理解いただきますようお願い申し上げます。よろしくお願いいたします。

○議長（原 克実君） 次に、市長より、３月１３日東京都において関係省庁等に対し行った暫定排水基準の延長等に関する要望活動について報告いたしたい旨の申し出がありますので、発言を許します。

○市長（浜田 博君） 貴重な時間をいただきまして、御報告をさせていただきますと思います。

去る３月１３日、全国市長会の温泉所在都市協議会を代表いたしまして、私と北海道の登別市長、それから山口県長門市市長、さらに全国温泉所在都市議会議長協議会を代表して別府市の原議長さんとともに、水質汚濁防止法に関連をする暫定排水基準の延長等に関する要望を行ってまいりましたので、その概要について御報告をいたしたいと思います。

まず、問題の担当省庁であります環境省におきましては、北川知克環境大臣政務官や環境事務次官、それから水大気環境局長と面談をすることができまして、要望の趣旨を御説明いたしました。また国土交通省につきましては、宿利正史総合政策局長と面談をいたしまして、観光立国を推進するという立場からの御支援を要請したところでございます。

さらに、国会開会中にもかかわらず、超党派の国会議員の皆さんで組織をされております全国温泉振興議員連盟の保利耕輔会長さん、それから地元選出の岩屋毅幹事長、渡部孝三耕造顧問、その他多くの関係国会議員の皆さん方に直接、本市を含めた温泉地に置かれている現状を説明することができました。この要望の趣旨に対しまして、皆さん一様に御理解をいただき、議会と連携を図ったこのたびの要請行動に一定の成果が上がったものと考えております。今後ともこのような問題に対しまして、議会や関係者の皆さんと一体となった取り組みを行ってまいりたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

以上、報告をいたします。ありがとうございました。

○議長（原 克実君） これより、会議を開きます。

本日の議事は、お手元に配付いたしております議事日程第６号により行います。

日程に先立ち、緊急質問についてお諮りいたします。１０番平野文活君より、漁具倉庫工事における談合問題について緊急質問の申し出があります。平野文活君の緊急質問の件を議題とし採決をいたします。

この採決は、起立により行います。平野文活君の緊急質問に同意の上、この際日程に追加し発言を許すことに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（原 克実君） 起立少数であります。

よって、平野文活君の緊急質問に同意の上、この際日程に追加し発言を許すことは、否決されました。

それでは、日程第１により、上程中の議第２１号議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例及び特別職の常勤職員の給与及び旅費に関する条例の一部改正についてに対する委員会の審査の経過と結果について、総務文教委員会委員長から御報告願います。

総務文教委員会委員長。

（総務文教委員会委員長・黒木愛一郎君登壇）

○総務文教委員会委員長（黒木愛一郎君） 総務文教委員会が、去る３月５日の本会議において付託を受けました、議第２１号議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例及び特別職の常勤職員の給与及び旅費に関する条例の一部改正について、３月１２日に委員会を開会し、慎重に審査を行いましたので、その経過と結果について、御報告いたします。

本件については、職員課より、平成１８年１２月１５日に別府市特別職報酬等審議会より市長、助役、収入役の給与及び議長、副議長、議員の報酬についての答申及び市長、助役、収入役の退職手当の額についての意見書が提出されたことを受け、内部で十分協議の結果、審議会の答申等ができる限り尊重し、議案として提案するものであるとの説明に対し委員より、今回の改正の中で市長の退職金について、支給額の減額等の改正がなされているが、減額後の支給額について他都市と比較してもまだ高額であり、また支給基準日を４月１日ではなく、統一地方選後の５月１日にするなど、市民の目線に立った市政を行うと表明している中において、この改正案では市民の理解が到底得られるものではないとの一部に反対である旨の意思の表明がなされ、採決の結果、賛成多数で可決すべきものと決定いたしました。

以上で、議第２１号議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例及び特別職の常勤職員の給与及び旅費に関する条例の一部改正についての審査の経過と結果についての御報告といたします。

何とぞ、議員各位の御賛同をお願いいたします。

○議長（原 克実君） 以上で、総務文教委員会委員長の報告は終わりました。

本件に対しましては、お手元に配付いたしておりますとおり、猿渡久子君外２人から修正の動議が提出されております。この際、提出者の説明を求めます。

（７番猿渡久子君登壇）

○７番（猿渡久子君） 議第２１号議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例及び特別職の常勤職員の給与及び旅費に関する条例の一部改正についてが提案されていますが、この議案の修正案を提案いたします。

日本共産党の市民アンケートでもこの問題は一番関心が高く、９０％の方が「高過ぎる」と答えています。この声では、「我々が３０年、４０年働いた退職金より市長の１期４年間の方が高いとはでたらめだ」と批判が寄せられています。市長提案では、市長退職金の算定率を現行の１００分の７０を１００分の５８に引き下げる、実施時期は５月１日からとしています。この改正では、１期４年間の退職金は約２，６２０万円、「まだまだ高過ぎる」というのが市民の声です。普通退職金は年数を掛けるが、県知事や市長は月数を掛ける。単純計算でも１２倍、お手盛り計算法に反対などの批判の声が寄せられています。また、５月１日実施となれば、４月に市長の任期満了に伴い浜田市長が退職金を受け取る際には、今のままの高い率で受け取ることになります。それでは、市民の批判にこたえたことにはなりません。

そこで、日本共産党議員団として修正案を提案したいと考えています。

提案をいたします。修正案は、市長並びに副市長の退職金を市役所の職員と同じ計算方法で、職員の中でも高い率に合わせ、実施時期はことし4月1日より改定しようとするものです。この修正案では、4年間の市長退職金は752万7,200円、副市長の退職金は499万7,120円となります。「市民の目線」を表明している以上、せめてこれくらいの引き下げをしなければ市民の理解を得られないと考えます。

議員の皆さんの御賛同を、どうぞよろしくお願いいたします。（拍手）

○議長（原 克実君） 以上で、提出者の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原 克実君） 別に質疑もないようですので、以上で質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論の通告はありませんので、討論なしと認めます。

それでは、これより上程中の議第21号について採決を行います。

まず、猿渡久子君外2人から提出された修正案から採決を行います。本修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（原 克実君） 起立少数であります。

よって、本修正案は否決されました。

次に、原案について採決を行います。本件に対する先ほどの委員長の報告は原案可決であります。本件については委員長報告のとおり決することに、賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（原 克実君） 起立多数であります。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に日程第2により、議第21号を除く上程中の全議案及び請願に対する各常任委員会の審査の経過と結果について、各委員長から順次御報告願います。

総務文教委員会委員長。

（総務文教委員会委員長・黒木愛一郎君登壇）

○総務文教委員会委員長（黒木愛一郎君） 総務文教委員会が、去る3月5日の本会議において付託を受けました議案は、議第1号平成18年度別府市一般会計補正予算関係部分外20件であります。3月12日に委員会を開会し、慎重に審査を行いましたが、先ほど、議第21号議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例及び特別職の常勤職員の給与及び旅費に関する条例の一部改正については御報告をさせていただきましたので、議第21号を除いた議案についての審査の経過と結果について御報告いたします。

初めに、議第1号平成18年度別府市一般会計補正予算関係部分であります。

国体開催事務局関係では、国民体育大会リハーサル大会費補助金の追加額について、これは今月24日から27日にかけてべっぶアリーナ、ビーコンプラザで体操・新体操競技のリハーサル大会が開催されるが、新体操競技の会場となるビーコンプラザの施設使用料及び体操競技の器具レンタル料等の追加額を計上するものである。

職員課関係部分では、職員人事管理に要する経費の追加額として、これは当初定年退職者36人分を予算計上していたが、勸奨退職者18名、普通退職者2名、特別職の退職者2名が追加されたことに伴うものである。

そのほか当委員会が所管する各課の説明がなされましたが、議第1号平成18年度別府市一般会計補正予算関係部分を採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続いて、議第10号平成19年度別府市一般会計予算関係部分であります。

消防本部関係では、消防装備に要する経費として、指揮車1台、消防団用消防ポンプ自動車1台、消防団用小型動力ポンプ付積載車2台の購入経費であり、消防装備用備品費として、防火衣58着、空気ボンベ3基、軽量ホース20本、シューター7個、携帯無線機3基、レーザー測定器1台、バックボードセット一式等の購入費であるとの説明に対し委員より、消防装備の充実は必要不可欠であるが、議案質疑でも問題になった出張所の3人体制も含め、市民の安全と安心を守るため、今後より一層の改善を求める旨の要望がなされました。

教育総務課関係では、中学校の施設整備に要する経費のうち、建物の老朽化に伴う青山中学校管理棟、教室棟の耐震補強大規模改造工事費として2億1,490万円を、小学校の施設整備に要する経費のうち鶴見小学校体育館耐震補強工事費として975万円をそれぞれ計上するものであるとの説明がなされました。

学校教育課関係では、春木川歩道橋整備に要する経費として、平成20年度より石垣東8丁目から10丁目及び汐見町、船小路町を石垣小学校区より春木川小学校区に変更予定になることに伴い、九州横断道路及び春木川を渡っての通学になるため、春木川に歩行者専用の橋をかけ、また堤防に新たな階段を設置し、そのほか交通安全標識等子どもの安全対策に必要な工事費を計上するものであるとの説明に対し委員より、今回の校区変更に伴い通学路の変更を余儀なくされる児童・生徒も多くなることから、登下校時の安全指導をより強く求めるものであるとの要望がなされました。

課税課関係部分では、個人市民税について、平成18年度の税制改正で施行された定率減税の廃止で約2億円、所得税から個人住民税への税源移譲により約8億円の計10億円の増収を見込んでおり、現年課税分として51億2,985万8,000円を計上するものであり、これは前年対比約24.1%の増であるとの説明がなされました。

そのほか当委員会が所管する各課の説明がなされましたが、議第10号平成19年度別府市一般会計予算関係部分を採決するに当たり、その一部に反対である旨の意思の表明がなされ、採決の結果、賛成多数で可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第24号別府市税条例の一部改正についてであります。

これは地方自治法の一部を改正する法律において吏員制度が廃止されたことに伴い「市吏員」を「市職員」に改めようとするものであり、また同条例第32条の個人均等割の税率を軽減する規定を削除するものであるとの当局説明がなされましたが、採決するに当たり、その一部に反対である旨の意思の表明がなされ、採決の結果、賛成多数で可決すべきものと決定いたしました。

そのほか議第4号平成18年度別府市交通災害共済事業特別会計補正予算(第1号)関係部分、議第11号平成19年度別府市国民健康保険事業特別会計予算関係部分、議第12号平成19年度別府市競輪事業特別会計予算関係部分、議第13号平成19年度別府市公共用地先行取得事業特別会計予算、議第14号平成19年度別府市公共下水道事業特別会計予算関係部分、議第15号平成19年度別府市地方卸売市場事業特別会計予算関係部分、議第18号平成19年度別府市介護保険事業特別会計予算関係部分、以上7件の予算議案については当局の説明を了とし、採決の結果、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

最後に、議第20号別府市職員定数条例等の一部改正等について、議第22号別府市職員の給与に関する条例の一部改正について、議第23号別府市職員の退職手当に関する条例の一部改正について、議第25号別府市使用料の徴収に関する条例等の一部改正について関係部分、議第27号別府市立学校職員の退職手当に関する条例の一部改正について、議第28号別府市美術館の設置及び管理に関する条例等の一部改正について関係部分、議

第29号別府市営体育施設の設置及び管理に関する条例及び別府市都市公園の設置及び管理に関する条例の一部改正について、議第32号別府市消防賞じゅつ金及び殉職者特別賞じゅつ金条例の一部改正について、議第36号大分県市町村会館管理組合規約の一部変更について、議第39号別府市長の選挙におけるビラの作成の公費負担に関する条例の制定についての以上10件について、当局の説明を了とし、採決の結果、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、当委員会に付託を受けました議案の審査の経過と結果についての御報告いたします。

何とぞ、議員各位の御賛同をお願いいたします。（拍手）

○議長（原 克実君） 観光経済委員会委員長。

（観光経済委員会委員長・野口哲男君登壇）

○観光経済委員会委員長（野口哲男君） 観光経済委員会は、去る3月5日の本会議において付託を受けました議案8件について、3月12日に委員会を開会し慎重に審査をいたしましたので、その経過と結果について御報告を申し上げます。

最初に、議第1号平成18年度別府市一般会計補正予算（第6号）のONSENツーリズム局及び農林水産課関係部分についてであります。

当局より、財団法人別府コンベンションビューローが平成18年度中に誘致をした会場使用者への助成事業に対する補助金の計上であり、また有害鳥獣捕獲謝礼金の追加額は、決算見込みに伴うものであり、災害復旧費については、国の災害査定や補助率が高くなったことなどによる補正であるとの説明がなされ、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第3号平成18年度別府市競輪事業特別会計補正予算（第2号）についてであります。

メインスタンド等の改築により、特別室を設置したことによる入場料は増加したものの、当初予定していた開催日数やS級シリーズの場外発売回数が減少したことによる減額補正であるとの当局説明に対し、メインスタンド等の改築工事にかかった経費や今年度の競輪事業における収支についての質疑がなされましたが、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第10号平成19年度別府市一般会計予算関係部分についてであります。

ONSENツーリズム局関係部分では、大分国体のための観光PRビデオ制作にかかる経費や、アジア・太平洋水サミットに要する経費、ロトルア市との姉妹都市締結20周年記念公式訪問にかかる経費、さらには、温泉事業特別会計の廃止に伴う一般会計への計上等であるとの説明に対し、委員より、市有区営温泉を含めた共同温泉を今後も維持していくための方針を検討していただきたい。また、観光情報の推進に当たっては、ぜひとも目に見えるような効果を上げていただきたい等の意見や要望がなされた次第であります。

また商工課関係部分では、別府市が所有する株式会社別府ステーションセンターの株をJR九州に売却するための収入計上や、就労対策のための「ジョブカフェおおいた別府サテライト」の運営に要する経費、また、中小企業事業資金融資や商店街活性化対策費等の計上であるとの説明に対し、委員より、ジョブカフェ事業については、市内の多くの若者が企業に就労することができるよう、今後も継続して努力していただきたいとの要望がなされました。

農林水産課及び農業委員会関係部分では、古賀原営農飲雑用水施設配水管の布設替整備費や、内成・天間集落への中山間地域等直接支払い交付金、さらには沿岸漁場保全のための漁場造成事業にかかる経費、農業委員に要する経費等を計上したものであるとの当局説明を了としたものであります。

以上、議第１０号平成１９年度別府市一般会計予算関係部分について、委員よりさまざまな意見・要望等がなされましたが、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

次に、議第１２号平成１９年度別府市競輪事業特別会計予算についてであります。

ナイター場外発売を開催するための設備工事費や５７周年記念競輪及び東西王座戦の開催による収入とそれにかかる経費、さらには一般会計への繰出金を計上したものであるとの説明がなされました。

委員より、本場開催での収入が伸び悩んでいる現状を今後どのように考えるのかとの質疑に対し、日本自転車振興会への交付金の削減を求めたり、ナイター場外発売を開催することで増収を目指したい、さらには九州、中国、四国の各競輪場とも連携して、今後の競輪事業を展開していきたいとの答弁がなされました。

また、委員より、メインバンク等の改築を契機にファン層の拡大を図るよう努力することはもとより、このたびの中心市街地活性化のための前売専用場外の設置構想については、関係各機関と十分協議する中で、競輪事業に対する有益性等を考慮し、慎重に対処していただくようにとの要望がなされましたが、最終的には採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第１５号平成１９年度別府市地方卸売市場事業特別会計予算については、委員より、大変厳しい経営状態である現状を直視し、市場の将来的な展望を勘案しながら運営に当たってほしいとの指摘がなされましたが、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第１７号平成１９年度別府市湯都ピア浜脇事業特別会計予算についてであります。

委員より、別府市湯都ピア浜脇事業特別会計予算の一般会計への移行についてはどのように考えているのかとの質疑に対し、起債の償還が完了する平成２１年度をめどに、国・県との協議を行い、一般会計への移行も視野に入れた検討を行ってまいりたいとの答弁がなされました。

また、湯都ピア浜脇の利用率を上げるよう検討していただきたい旨の要望がなされましたが、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第２５号別府市使用料の徴収に関する条例等の一部改正についての関係部分についてであります。

民間事業者による信書の送達に関する法律の規定により、信書便差出箱の設置が可能となったことに伴う条例の改正であるとの説明に、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

最後に、請願第１号温泉活用のための調査・研究に関する請願についてであります。

委員より、温泉活用のための調査・研究を鉄輪温泉だけに限らず、今後は別府八湯全体を考慮した中で、別府市の活性化に役立ててほしい旨の意見がなされましたが、本請願に対しては紹介議員から、当面は市内でも湯量の豊富な鉄輪地区を皮切りに手がけていただき、将来的には官民協働のもとに、市内全域がこの調査・研究の促進により、天恵である温泉資源の保全・活用の恩恵に浴することが最大の願目であることを御理解いただきたいとの補足説明がなされたところであり、最終的に請願第１号温泉活用のための調査・研究に関する請願を採決の結果、願意を妥当と認め、全員異議なく採択すべきものと決定いたしました。

以上で、当委員会に付託を受けました議案８件に対する審査の概要と結果の報告を終わります。

何とぞ、議員各位の御賛同をお願い申し上げます。（拍手）

○議長（原 克実君） 厚生委員会委員長。

（厚生委員会委員長・萩野忠好君登壇）

○厚生委員会委員長（萩野忠好君） 厚生委員会は、去る３月５日の本会議において付託を受けました、議第１号平成１８年度別府市一般会計補正予算（第６号）関係部分及び議第１０号平成１９年度別府市一般会計予算関係部分を初めとする委員会所管の関係議案計１４件につきまして、３月１２日に委員会を開会し、慎重に審査をいたしましたので、この経過と結果について報告いたします。

最初に、平成１８年度関係議案についてであります。

議第１号平成１８年度別府市一般会計補正予算（第６号）関係部分、及び議第２号平成１８年度国民健康保険事業特別会計補正予算（第４号）、並びに議第４号平成１８年度別府市交通災害共済事業特別会計補正予算（第１号）関係部分、議第７号平成１８年度老人保健特別会計補正予算（第３号）、議第８号平成１８年度介護保険事業特別会計補正予算（第２号）、以上５件につきましては、年度の最終予算であり、決算見込みによる歳入歳出予算の計数整理などを行ったものであるとの当局説明を了とし、採決の結果、いずれも全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

続きまして、平成１９年度関係議案について申し上げます。

まず、議第１０号平成１９年度別府市一般会計予算関係部分についてであります。最初に市民課関係部分では、昨年１１月に住民基本台帳法が一部改正され、閲覧制度が個人情報保護に十分留意した制度に再構築されたことから、住民基本台帳閲覧手数料が減額となること、また各出張所の事務事業にかかる経費等の当局説明がなされ、採決の結果、全員異議なく可決すべきものと決定をいたしました。

次に、環境安全課関係についてであります。

別府市交通災害共済事業特別会計の廃止に伴い発生した剰余金については、補正により一般会計へ繰り出した後、その用途については年次計画で交通安全にかかる経費に充て、平成１９年度については高齢者交通安全体験型講習や、市内の小学新１年生に対する子ども安全傘の購入費用などに活用するとの説明を受け、これを了とし、また国民保護協議会に要する経費、墓地管理に要する経費、地域防災無線管理に要する経費についても、当局説明を適切妥当と認め、採決の結果、全員異議なく可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、清掃課関係についてであります。

本年４月より改正される容器包装リサイクル法の施行に伴うレジ袋排出抑制のため、独自のエコバッグを作成し、「地域通貨泉都」とのタイアップにより引きかえ商品とするなどの配布活動を通じて、市民のごみ減量に対する意識高揚を図りたい。また、不法投棄の発生抑制を図るため監視カメラを多発地点に設置し、職員の巡回パトロールと併用した対策を講じるなどの説明を受け、これを了としたところであります。また、し尿処理場春木苑施設整備に要する経費については、精密機能検査の結果を受け、年次計画により施設に必要な改修工事を行いたいとの説明がなされたところ、委員より、新しい処理技術も開発されており、それらを利用した上で施設移転も検討すべきだとの要望がなされましたが、最終的に当局説明を適切妥当と認め、採決の結果、全員異議なく可決すべきものと決定した次第であります。

次に、社会福祉課関係についてであります。

厚生労働省の依命通達を受け、被保護世帯の家計収支等の生活実態を把握することにより、制度の検証及び基礎資料を得ることを目的とした社会保障生計調査の新規委託事業費、また、別府市災害被災者住宅再建支援金として、国の制度の対象外となる小規模災害を対象にした事業費についての当局説明を受け、採決の結果、全員異議なく可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、児童家庭課関係についてであります。

児童手当法の一部改正が衆議院で可決されたことに伴い、3歳未満の第1子・第2子の支給額を、現行の5,000円から1万円に増額すること。また、北幼稚園内に、放課後児童クラブが新設されることによる、児童クラブ事業委託料の増額、さらに野口・春木両保育所の民間移管にかかる施設整備費補助金及び負担金等についての当局説明を受け、採決の結果、一部委員より反対である旨の意思表示がなされましたが、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

次に、保健医療課関係についてであります。

平成20年4月より始まる後期高齢者医療制度にかかるシステム開発に伴う委託料と、広域連合への負担金の計上について、さらに乳幼児医療助成に要する経費等について当局説明を受け、採決の結果、一部委員より反対である旨の意思表示がなされましたが、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

その他、保険年金課、障害福祉課、介護保険課関係部分については、当局説明を適切妥当と認め、人権同和教育啓発課、高齢者福祉課関係部分については、採決の結果、一部委員より反対である旨の意思表示がなされましたが、最終的に議第10号平成19年度別府市一般会計予算関係部分については、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

また、議第26号別府市手数料条例の一部改正について関係部分、及び議第35号事務の委託の協議について、並びに議第28号別府市美術館の設置及び管理に関する条例等の一部改正について関係部分、議第16号別府市老人保健特別会計予算につきましては、採決の結果、いずれも全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

さらに、議第11号別府市国民健康保険事業特別会計予算関係部分、議第33号及び34号の市有建物の譲与について、議第18号別府市介護保険事業特別会計予算関係部分については、採決の結果、一部委員より反対である旨の意思表示がなされましたが、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

以上で、当委員会に付託を受けました議案に対する審査の概要と結果の報告を終わります。

何とぞ、議員各位の御賛同をよろしくお願いを申し上げます。（拍手）

○議長（原 克実君） 建設水道委員会委員長。

（建設水道委員会委員長・嶋 幸一君登壇）

○建設水道委員会委員長（嶋 幸一君） 建設水道委員会は、去る3月5日の本会議において付託を受けました議第1号平成18年度別府市一般会計補正予算（第6号）関係部分外12件について、3月12日に委員会を開会し、慎重に審査をいたしましたので、その経過と結果について御報告いたします。

最初に、議第1号平成18年度別府市一般会計補正予算（第6号）関係部分についてであります。

土木課、都市計画課及び建築住宅課並びに総合体育施設建設室より、主として交付金並びに補助金等の決定、国及び県負担金の確定による追加額の補正、それに伴う財源補正及び委託料や工事費等の入札差金による減額補正である旨の当局説明を了とし、議第1号関係部分については、採決の結果、いずれも全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第5号平成18年度別府市海岸整備事業特別会計補正予算（第2号）について、都市計画課より、今年度で特別会計を廃止することに伴い、事業費の減額により生じた剰余金を一般会計に繰り入れするものであり、議第6号平成18年度別府市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）について、下水道課より、補助事業の確定に伴う施設整備費

の組み換え及び国庫支出金の組み換え並びに起債対象事業の減額に伴う下水道事業債の減額であるとの説明がなされ、続いて議第9号平成18年度別府市水道事業会計補正予算（第1号）について、水道局より、平成18年度決算見込みをベースに、計数整理による補正予算であるとの説明がなされましたが、以上の当局説明を適切妥当と認め、議第5号及び議第6号並びに議第9号については、採決の結果、いずれも全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、議第10号平成19年度別府市一般会計予算関係部分であります。

関係各課等より、すでに着工している事業の進捗状況及び主要な事業並びに新規事業等について予算内容の説明がなされました。その主たるものとして、土木課関係部分では、国体開催周辺リフォーム事業として地方道路交付金による側溝等の整備費を計上、また、鉄輪温泉地区まちづくり事業として、むし湯前のポケットパーク整備や、すじ湯通り、湯けむり通りの整備について、都市計画課関係部分では、別府亀川両駅の整備事業並びに地形地物の変化による都市計画基本図と電子地図データを平成19年度、20年度の2カ年で作成、これをもとに都市計画道路と都市公園の整備計画を見直すこと等について、公園緑地課関係部分では、鉄輪地獄地帯公園の用地購入費及び工事請負費等を計上、また、鉄輪まちづくり事業の一環として、大谷公園のリニューアル工事等についての説明がなされたところであります。

以上の説明に対し委員より、街路や街路樹の整備について、通りそのもののイメージや特色づくりが必要である。これからのまちづくりは、面的整備のみではなく周辺の景観等都市空間を活かし、建物、街灯、看板等、まちを形成するすべての要素を相対的、総合的に整備を進めていくことが重要である。各課が意見を持ち寄り、セクションを越えてまちづくりに取り組んでほしいとの要望や意見がなされました。

続いて、建築住宅課関係部分では、市営住宅のストック計画や整備計画等について質問がなされ、委員より、子育て支援や高齢者、障がい者の観点から、特に交通アクセスに十分配慮した周辺整備を進めてほしいとの要望がなされました。

そのほか耐震強度に関する問題や全国的に広がりつつある金属盗難事件等について、質疑がなされましたが、最終的に当局説明を了とし、議第10号平成19年度別府市一般会計予算土木課、都市計画課、公園緑地課、建築住宅課、下水道課、建築指導課並びに総合体育施設建設室関係部分については、いずれも全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第14号平成19年度別府市公共下水道事業特別会計予算関係部分については、当局説明を了とし、議第19号平成19年度別府市水道事業会計予算については、委員より、適切な職員手当の改善等の指摘や本市の給水能力並びに災害時の対応等の質疑がなされました。続いて、議第25号別府市使用料の徴収に関する条例等の一部改正について、土木課関係部分及び議第26号別府市手数料条例の一部改正について、建築指導課関係部分、並びに議第30号別府市都市公園の設置及び管理に関する条例の一部改正について、る質疑がなされたところでありますが、当局の説明を適切妥当と認め、以上の5議案については、採決の結果、いずれも全員異議なく、原案どおり可決すべきものと決定した次第であります。

次に、議第31号別府市下水道条例の一部改正については、下水の排水制限にかかる亜鉛及びその化合物の含有量の変更及び下水道法施行令の一部を改正する政令、水質汚濁防止法施行令の一部改正に伴い、公共下水道に排除される排水について、ほう素、ふっ素等の排水基準を追加するものであるとの当局説明に対し、委員より、平成13年6月に公布された水質汚濁防止法施行令の一部改正は、温泉排水に含有するほう素及びその化合物並びにふっ素及びその化合物の新たな排水基準が定められており、これが適用されれば、入

浴施設を有する多くのホテル・旅館等がこれらの物質を除去するための装置に莫大な費用がかかる等、当市に与える影響は大きく、この暫定基準の適用期限を延長することなどの趣旨の意見書を、今議会に議会運営委員会から提出予定であること等にかんがみ、議第31号別府市下水道条例の一部改正については、「現状では公共下水道に接続している温泉排水については、直接影響のないものであるが、今後の水質汚濁防止法の改正によっては関連が生じる可能性もあることから、これに十分留意し、推移を見きわめ、適切な対応をしていくこと」との附帯決議を付し、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決することに決した次第であります。

そのほか、議第37号公有水面埋め立てに関する意見について及び議第38号市道路線の認定及び廃止については、当局の説明を適切妥当と認め、議第37号及び議第38号の2議案については、いずれも全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

以上が、当委員会に付託を受けました議案の審査とその結果についての報告であります。

何とぞ、議員各位の御賛同をよろしくお願い申し上げます。（拍手）

○議長（原 克実君） 以上で、各委員長の報告は終わりました。

少数意見者の報告はありませんので、これより討論を行います。

討論の通告がありますので、発言を許します。

（10番・平野文活君登壇）

○10番（平野文活君） 日本共産党議員団を代表して、反対討論を行います。

まず、議第10号平成19年度一般会計予算に、反対であります。

地方交付税とその代替財源である臨時財政対策債の合計額は、平成15年度は約99億円でしたが、来年度平成19年度予算では約77億円、22億円の減額であり、地方交付税の削減は固定してしまいました。また定率減税の全廃により、来年度も市民税は約2億円の増税であり、国の税制改革により市民税だけでもこの3年間で7億円の増税となりました。しかも税源移譲として市県民税は一律10%になり、市民税だけでも約8億円の増収となっておりますけれども、その一方で地方譲与税の8億円の削減などで、税源は事実上ふえていません。三位一体改革は、国の失政のツケを地方に回しただけであったということが明らかになっています。小泉内閣以来政府は「改革、改革」と言って痛みばかり国民に押しつけてきました。

それだけに我が党は、浜田市政に対して改革の痛みを和らげる市政を強く求めてきました。しかし、来年度予算においても高齢者配食サービスの自己負担の値上げなど、国の補助金カットのツケを利用者に転嫁しています。これは、今年度の介護用ベッドなどの取り上げと同じ手法です。また後期高齢者医療制度は、介護保険料の1.5倍の保険料を年金から天引きすると同時に、多くの低所得者を保険証のない保険難民に追い込む危険性があります。さらに保育所民営化、扇山老人ホームの民営化は、市が直接責任を持つべき福祉分野を減らし、営利目的の民間事業者にゆだねるものです。さらに全日本同和会280万円、部落解放同盟280万円の補助金も、子ども会18万円、市P連36万円、地婦連13万5,000円などと比べて異常に高額であり、市民の理解は得られません。その一方で、船の来ない港づくりのようなむだな公共事業やリサーチヒルやコスモピアのような過去の失政のツケも、依然として計上されております。

議第51号国民健康保険特別会計並びに議第58号介護保険特別会計は、増税による保険料値上げを含むものであり、反対します。

また、議第24号市税条例の一部改正も、生計同一妻の増税であり、反対します。

さらに、議第33号、34号は、保育所民営化の関連議案であり、反対をいたします。

以上、簡単でございますが、来年度予算も市民から見れば増税と負担増予算、福祉切り

捨てとむだ違い予算となっていることを指摘をし、反対討論を終わります。（拍手）

○議長（原 克実君） 以上で、通告による討論は終わりました。これにて、討論を終結いたします。

これより、議第２１号を除く上程中の全議案及び請願について順次採決を行います。

議第２１号を除く上程中の全議案のうち、議第１０号平成１９年度別府市一般会計予算に対する各委員長の報告は、いずれも原案可決であります。本件については、各委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（原 克実君） 起立多数であります。

よって、本件は各委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第１１号平成１９年度別府市国民健康保険事業特別会計予算に対する各委員長の報告は、いずれも原案可決であります。本件については、各委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（原 克実君） 起立多数であります。

よって、本件は各委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第１８号平成１９年度別府市介護保険事業特別会計予算に対する各委員長報告は、いずれも原案可決であります。本件については、各委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（原 克実君） 起立多数であります。

よって、本件は各委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第１９号平成１９年度別府市水道事業会計予算に対する委員長の報告は、原案可決であります。本件については、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（原 克実君） 起立多数であります。

よって、本件は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第２４号別府市税条例の一部改正についてに対する委員長の報告は、原案可決であります。本件については、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（原 克実君） 起立多数であります。

よって、本件は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第３３号市有建物の譲与について及び議第３４号市有建物の譲与について、以上２件に対する委員長の報告は、いずれも原案可決であります。以上２件については、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（原 克実君） 起立多数であります。

よって、以上の２件については委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第３１号別府市下水道条例の一部改正についてに対する委員長の報告は、その一部に附帯決議を付し原案可決であります。本件については、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原 克実君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は委員長報告のとおり可決されました。

次に議第１号平成１８年度別府市一般会計補正予算（第６号）から議第９号平成１８年度別府市水道事業会計補正予算（第１号）まで、及び議第１２号平成１９年度別府市競輪事業特別会計予算から議第１７号平成１９年度別府市湯都ピア浜脇事業特別会計予算まで、並びに議第２０号別府市職員定数条例等の一部改正について、議第２２号別府市職員の給与に関する条例の一部改正について、及び議第２３号別府市職員の退職手当に関する条例の一部改正について、並びに議第２５号別府市使用料の徴収に関する条例等の一部改正についてから議第３０号別府市都市公園の設置及び管理に関する条例の一部改正についてまで、及び議第３２号別府市消防賞じゅつ金及び殉職者特別賞じゅつ金条例の一部改正について、並びに議第３５号事務の委託の協議についてから議第３９号別府市長の選挙におけるピラの作成の公費負担に関する条例の制定についてまで、以上３０件に対する各委員長の報告は、いずれも原案可決であります。以上３０件については、各委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原 克実君） 御異議なしと認めます。

よって、以上３０件は、各委員長報告のとおり可決されました。

次に、請願第１号温泉活用のための調査・研究に対する請願に対する委員長の報告は、採択すべきものとの報告であります。本件については、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原 克実君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は委員長の報告のとおり採択することに決定いたしました。

次に日程第３により、議第４０号人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めることについてから、議第４２号人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めることについてまで、以上３件を一括上程議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

（市長・浜田 博君登壇）

○市長（浜田 博君） 御説明いたします。

ただいま上程されました議第４０号から議第４２号までの３件は、人権擁護委員として堀榮治氏、佐藤静氏及び大田一字氏を推薦したいので、人権擁護委員法第６条第３項の規定により、議会の意見を求めるものであります。

何とぞ、よろしくお願いいたします。

○議長（原 克実君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これより、質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原 克実君） お諮りいたします。

別に質疑もないようですので、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより順次採決を行いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原 克実君） 御異議なしと認めます。

よって、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより順次採決を行います。

上程中の議第４０号人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めることについては、原案に対し適任である旨の決定をすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原 克実君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案に対し適任である旨の決定をいたしました。

次に、上程中の議第４１号人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めることについては、原案に対し適任である旨の決定をすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原 克実君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案に対し適任である旨の決定をいたしました。

次に、上程中の議第４２号人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めることについては、原案に対し適任である旨の決定をすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原 克実君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案に対し適任である旨の決定をいたしました。

休憩いたします。

午前１１時１９分 休憩

午前１１時２６分 再開

○議長（原 克実君） 再開いたします。

次に日程第４により、報告第１号別府市土地開発公社の経営状況説明書類の提出についてから、報告第４号寄附受納についてまで、以上４件の報告が提出されておりますので、一応当局の説明を求めます。

○助役（大塚利男君） 御報告いたします。

報告第１号は、本市が出資しています別府市土地開発公社の経営状況を説明する書類を、地方自治法第２４３条の３第２項の規定により提出するものであります。

同公社の平成１９年度の事業は、公有地処分事業及び土地造成処分事業として別府リサーチヒル用地等の処分を計画しております。詳細はお手元の予算書のとおりであります。

報告第２号は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第３５条第１項の規定に基づき、別府市国民保護計画を作成いたしましたので、同条第６項の規定により議会に報告するものであります。

報告第３号は、公用車による損傷事故につきまして、和解及び損害賠償の額が決定し、地方自治法第１８０条第１項の規定により、市長において専決処分をいたしましたので、同条第２項の規定により報告するものであります。

報告第４号は、寄附受納の報告であります。財産活用関係、環境安全関係、高齢者福祉関係、土木関係、教育関係及び消防関係において御寄附をいただいております。詳細はお手元の報告書のとおりでありますので省略させていただきますが、この場をお借りして厚くお礼を申し上げます。

以上４件について、御報告いたします。

○議長（原 克実君） 以上で、当局の説明は終わりました。

報告事項について質疑のある方は、発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原 克実君） 別に質疑もないようでありますので、以上で質疑を打ち切ります。以上４件の報告は、議会に対する報告でありますので、御了承願います。

次に日程第５により、議員提出議案第１号温泉排水に含有する「ほう素及びその化合物」並びに「ふっ素及びその化合物」の暫定排水基準の適用期限の延長等を求める意見書から、議員提出議案第４号医師・看護師等の増員を求める意見書まで、以上４件を一括上程議題といたします。

まず、議員提出議案第１号について、提出者から提案理由の説明を求めます。

(19 番・清成宣明君登壇)

○ 19 番 (清成宣明君) 議員提出議案第 1 号は、お手元に配付いたしてあります意見書を読み上げて提案理由の説明にかえさせていただきます。

温泉排水に含有する「ほう素及びその化合物」並びに「ふっ素及びその化合物」の暫定排水基準の適用期限の延長等を求める意見書

当市は、総数 2,843 の泉源を有し、その湧出量は自噴、動力を含め、毎分 95,534 リットルを誇る我が国屈指の温泉地であります。

さらに、当市には、大小 278 軒のホテル、旅館が別府八湯と呼ばれる各地域に点在し、その多くが温泉を利用した入浴施設を有するものであり、また、第三次産業に従事する者の数は人口の約 4 割を占めております。

こうした中、水質汚濁防止法施行令の一部改正により、人の健康に係る被害を生ずるおそれがある物質として「ほう素及びその化合物」並びに「ふっ素及びその化合物」が加えられ、さらに、排水基準を定める省令の一部改正により、これらの物質の新たな排水基準が定められ、これら改正政省令が平成 13 年 7 月 1 日から施行されたところであります。

現在のところ、新たな排水基準より緩やかな暫定基準が適用されておりますが、これも本年 6 月 30 日をもってその期限を迎えようとしております。

本年 7 月 1 日から新たな排水基準が適用されることとなれば、旅館業を営む者は、これらの物質を除去するための装置の設置に多大な費用負担を余儀なくされ、加えて、この除去装置は実用段階に至っていないと聞き及びます。

温泉は、様々な物質を含有しながら地中深くより湧出する自然のものであって、その排水は、産業活動によって生ずる排水とは一線を画すべきものであることや同じ温泉を排水するにしても、宿泊を伴う旅館業の入浴施設からの温泉排水は法の適用を受け、公衆浴場などいわゆる日帰りの入浴施設からの温泉排水には法の適用がないという異なる対応に不公平感を生ずるおそれがあることなど、これらを総合的に勘案し、下記のいずれかの措置を実施されるよう要望します。

記

- 1 「ほう素及びその化合物」並びに「ふっ素及びその化合物」を除去するための装置が低廉で、かつ、維持管理に係る費用負担の少ないものとして市販されるまでの間、暫定基準の適用期限を延長すること。
- 2 水質汚濁防止法施行令別表第 1 第 66 号の 28 に掲げる入浴施設から温泉を利用する入浴施設を除くこと。

以上、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出する。

平成 19 年 3 月 16 日

別 府 市 議 会

衆 議 院 議 長

参 議 院 議 長

内閣総理大臣

国土交通大臣

環 境 大 臣 殿

なお、先ほど市長より、各省庁に対する先般の浜田市長、原議長の陳情行動について報告がありましたが、より一層、全国市長会温泉所在都市協議会並びに全国温泉所在都市議会議長協議会への働きかけ、さらには温泉振興国会議員団に向けての行動を展開していただきますよう、お願い申し上げるところであります。

以上、何とぞ議員各位の御賛同をお願いいたします。(拍手)

○議長(原 克実君) 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原 克実君） お諮りいたします。

別に質疑もないようですので、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原 克実君） 御異議なしと認めます。

よって、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行います。
上程中の議員提出議案第１号については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原 克実君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、議員提出議案第２号について、提出者から提案理由の説明を求めます。

（１７番・高橋美智子君登壇）

○１７番（高橋美智子君） 議員提出議案第２号は、お手元に配付してあります意見書を読み上げて提案理由の説明にかえさせていただきます。

柳澤伯夫厚生労働大臣の辞任を求める意見書

政府は、日本の深刻な人口減少社会への道を食いとめるべく、「子どもと家族を応援する日本重点戦略検討会議」を設置し、少子化問題に取り組む姿勢を強く打ち出している。少子化の背景には、経済環境や社会環境、身体的・心理的環境など様々な要因がある。まずは、男女がともに子どもを安心して生み育てられると思えるような環境を整備することが、厚生労働省の重要な責務である。

しかし、柳澤伯夫厚生労働大臣は１月２７日、松江市内で開かれた自民党県議の決起集会で、「１５から５０歳の女性の数は決まっている。産む機械、装置の数は決まっているから、あとは一人頭で頑張ってもらわなければならない」などと発言した。この発言は、政府が果たすべき役割を棚上げし、少子化の問題を女性たちに責任転嫁するものにほかならない。また、男女共同参画社会基本法に明記されている「女性の性と生殖の自己決定権」を尊重するという視点が、柳澤大臣に欠落していることに驚きを禁じ得ない。

柳澤大臣は、後に発言を「適切ではなかった」と釈明しているが、女性を意思のない“産む機械”と例えることは、戦前・戦中の国策であった「産めよ殖やせよ」にも通じ、女性の人格と人権を踏みにじるもので、断じて許されるものではない。また、その後も「若者は結婚し、子どもは２人以上持ちたいという極めて“健全”な状況にある」と発言するなど、様々な生き方や考え方、様々な家族があるということに配慮しない、大臣の少子化に対する考えを露呈している。

いま、国がすべきことは、単なる出産奨励ではなく、望む人が望むときに子どもを生み育てるための子育て支援、そして、現実直面している少子高齢を前提にした社会の枠組みの編成であるべきである。現実を無視した柳澤大臣の発言は、少子化対策を担当する大臣として不適格であり、このような認識の厚生労働大臣のもとで提出される法案であるなら、その本意を疑わざるを得ない。

任命権者としての安倍首相の責任は重く、嚴重注意と謝罪ではすまされない。柳澤伯夫厚生労働大臣の即刻の辞任を強く求めるものである。

以上、地方自治法第９９条の規定により、意見書を提出する。

平成１９年３月１６日

別 府 市 議 会

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
厚生労働大臣 殿

何とぞ、議員各位の御賛同をお願いいたします。（拍手）

○議長（原 克実君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原 克実君） お諮りいたします。

別に質疑もないようですので、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原 克実君） 御異議なしと認めます。

よって、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行います。

上程中の議員提出議案第2号については、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（原 克実君） 起立少数であります。

よって、本件は否決されました。

次に、議員提出議案第3号について、提出者から提案理由の説明を求めます。

（15番・堀本博行君登壇）

○15番（堀本博行君） 議員提出議案第3号は、お手元に配付してあります意見書を読み上げて、提案理由の説明にかえさせていただきます。

「がん対策推進基本計画」の早期決定を求める意見書

わが国のがん罹患率や死亡率は、ともに上昇を続けており、1981年以降、死亡原因の第1位であり、いまや死因の3割が、がんです。10年後には、2人に1人が、がんで死亡すると予想されています。

昨年6月、「がん対策基本法」が制定され、日本で立ち遅れてきた緩和ケアと放射線治療の充実などが基本理念の中に盛り込まれるとともに、がん対策を戦略的に推進することが明示されました。同法にはまた、今年4月の施行を踏まえ、基本的施策を具体的、計画的に推進するため、国に「がん対策推進基本計画」の策定を義務付ける一方、都道府県に対しても、「がん対策推進計画」の策定が義務付けられています。

今後、実効性のあるがん対策を大きく前進させるため、がん患者の痛み、苦しみを和らげる「がんと診断された時からの緩和ケア」の実施や、食生活の欧米化に伴う欧米型のがんの増加によって需要が増している「放射線治療」の専門医・スタッフの育成、さらに最適な治療・ケアを受けられるような態勢づくりなどを含む「がん対策基本計画」を、がん対策基本法施行後、一日も早く政府において閣議決定し国会に報告すべきであります。

その具体的な施策の柱としては、①全国レベルでの医療従事者への緩和ケアの研修②放射線治療の専門医等の育成・研修および連動する大学医学部の体制の充実③がん登録に必要な患者の罹患、転帰その他の状況把握・分析の整備④都道府県が設置している、がん検診の推進と質の向上のための精度管理委員会の活性化⑤がん研究の推進などであります。また、全国のがん診療連携拠点病院（現行179）の指定が、平成19年度で280、同20年度で358になると見られますが、同拠点病院の整備とともに、速やかな、がん診療連携拠点病院の推薦態勢の確立が求められています。さらに、がんと診断された患者が、容易に複数の専門家の意見を聞くことができるようセカンドオピニオンの充実を図る

とともに、がん情報提供窓口の整備、抗がん剤・医療機器等の早期承認なども含め総合的取り組みによる、患者の立場に立った、がん対策を推進するべきであります。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成19年3月16日

別府市議会

内閣総理大臣

文部科学大臣

厚生労働大臣 殿

以上、議員各位の御賛同を、よろしくお願いいたします。（拍手）

○議長（原 克実君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原 克実君） お諮りいたします。

別に質疑もないようですので、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原 克実君） 御異議なしと認めます。よって、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行います。

上程中の議員提出議案第3号については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原 克実君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、議員提出議案第4号について、提出者から提案理由の説明を求めます。

（14番・野田紀子君登壇）

○14番（野田紀子君） 議員提出議案第4号は、お手元に配付してあります意見書を読み上げて、提案理由の説明にかえさせていただきます。

医師・看護師等の増員を求める意見書

高齢化社会を迎え、医療・介護・社会保障の充実は、国民と医療介護労働者の切実な願いです。

しかし、入院日数の短縮や医療・介護内容の高度化などによって、医療介護職場の実態はかつてなく過酷になっており、医師や看護師等の不足が深刻化しています。

医療事故をなくし、安全・安心でゆきとどいた医療・看護を実現するためには、医療従事者がゆとりと誇りを持って働き続けられる職場づくりが不可欠です。

大分県においても、産科・小児科をはじめ医師の不足による診療科や病床の縮小・閉鎖が広がり、地域医療が崩壊するなど深刻な社会問題となっており、改善が緊急課題です。

看護師は仕事に追いまわされ疲れ果て、「十分な看護が提供できている」との回答は1割にも届かず、4分の3が辞めたいと思っているほどです。改善のためには、欠員を直ちに補充するとともに、大幅増員を実現することが切実に求められています。看護職員については、配置基準を抜本的に見直すことが必要です。

過酷な労働実態を改善するため、夜勤日数に上限規制などの法整備が必要です。「安全・安心のコスト保障が必要」であり、診療報酬などによる財政的な裏付けが求められています。

医師・看護師不足の危機的状況を打開し、地域住民の安全・安心の医療と看護実現のための対策を講じられるよう、下記の事項について要望するものです。

記

- 1 医師・看護師など医療従事者を大幅に増やすこと。
- 2 医師の養成数を抜本的に増やすとともに、医師・看護職員の配置基準を引き上げ、定着のための施策を進めること。
- 3 夜勤日数を月8日以内に規制するなど、「看護職員確保法」等を改正すること。
- 4 看護職員の配置基準を抜本的に改善すること。緊急に「第6次看護職員需給見通し」の見直しを行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成19年3月16日

別府市議会

内閣総理大臣
総務大臣
財務大臣
文部科学大臣
厚生労働大臣 殿

何とぞ、議員各位の御賛同をよろしくお願いいたします。（拍手）

○議長（原 克実君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原 克実君） お諮りいたします。

別に質疑もないようですので、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原 克実君） 御異議なしと認めます。

よって、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行います。

上程中の議員提出議案第4号については、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（原 克実君） 起立少数であります。

よって、本件は否決されました。

以上で議事のすべてを終了いたしました。3月31日をもって退職されます56名の職員の皆様方に対し、市議会を代表いたしまして一言お礼を申し上げたいと思います。

まず、このたび退職されます職員のうち、部課長様の皆様方が議場にいらっしゃいますので、御紹介をさせていただきます。

高 橋	徹	生活環境部長さん
金 澤	晋	建設部長さん
恒 松	葵	情報推進課長さん
溝 口	広 海	市民課長さん
後 藤	督	朝日出張所長さん
村 田	忠 徳	障害福祉課長さん
安 部	和 男	介護保険課長さん
松 本	正	土木課長さん
長 澤	弘 一	下水道課長さん
高 橋	静 夫	建築指導課長さん
三 良	寿 夫	別府商業高等学校事務長さん

伊 南 重 伸 消防署長さん

蟻川内 俊 一 消防署第3中隊長さん

以上13名の皆様方でございます。

今回退職されます部課長様を初めとする職員の皆様方におかれましては、長年にわたり大変御苦労さまでございました。豊富な識見をもって本市行政の発展と市勢の進展に尽くされたその御功績は、言葉に言い尽くせないものがあり、感謝申し上げるほかございません。皆様方は、この3月31日をもって長い市役所生活に一応ピリオドを打たれるわけですが、これまで培ってこられました市職員としての経験と知識を社会のため、地域のために生かし、さらなる御活躍をされんことを御期待申し上げる次第でございます。

最後になりましたが、皆様方がこれからもお一層、御多幸・御健勝でありますよう心からお祈り申し上げまして、意を尽くせませんが、感謝の言葉といたします。

それでは、ここで今回退職されます職員の皆様方を代表して、高橋徹・生活環境部長さんからごあいさつをいただきたいと思います。

〔退職者代表あいさつ〕

○生活環境部長（高橋 徹君） このたび、3月31日付をもちまして退職します職員を代表しまして、一言お礼のごあいさつをさせていただきます。

ただいま、原議長さんから心温まるお言葉をいただき、大変恐縮に感じております。

思いますと、私たち30年から40年の長きにわたり市職員として勤務させていただき、全く感無量の境地でございます。私たちは人生の大半をここで過ごさせていただいたと考えております。この間、年号も「昭和」から「平成」に、経済も高度成長から不況の荒波をくぐり抜け安定成長への時代へと変わってまいりました。我々が担ってまいりました行政におきましても、行政改革の流れを受け、権限移譲や民間委託、指定管理者制度等の導入と大きくさま変わりをしてまいっております。このような大きな時代の変動の中に身を置きながら、私ども、もとより微力ではございましたが、その時代その時代における厳しいながらもやりがいのある事務事業に携わることができましたことは、浜田市長さんを初め議員の皆様方の温かい御指導と、苦楽をともにしまして励まし合いましたよき先輩、同僚そして後輩のおかげだと思っております。この間賜りました御厚情に対しまして、心から感謝申し上げます次第でございます。

これからは、私たちは一人一人それぞれの地域で別府市発展のため、微力ではございますが、今までの経験を糧としまして、少しでもお役に立てればと思っております。

最後になりましたが、別府市議会の今後ますますの御発展と議員皆様方の御健勝・御活躍を、そして浜田市長のもとONSENツーリズムの定着と別府市のさらなる飛躍発展を心からお祈りいたしまして、意は尽くしませんが、退職に当たってのごあいさつとさせていただきます。本当に、長い間ありがとうございました。（拍手）

○議長（原 克実君） 今回退職されます職員の皆様方、長い間本当に御苦労さまでございました。いま一度大きな拍手を送っていただきたいと思います。（拍手）ありがとうございました。

次に、今任期最後の定例会の終了に際し、市長からごあいさつをいたしたい旨の申し出がありますので、これを許可いたします。

（議長交代、副議長・吉富英三郎君、議長席に着く）

〔市 長 あ い さ つ〕

○市長（浜田 博君） 甚だ僭越ではございますが、この場をお借りいたしまして、一言お礼のごあいさつを申し上げたいと思います。

このたび御勇退をされます8名の方、そして1名は県議へ、そういう議員の皆様方におかれましては、本当にお疲れでございました。また御苦労さまでございました。

このたび、長年の議員活動におきまして常に大所高所から御意見をいただき、市勢発展に多大な御貢献をされたことに対しまして、心から感謝と敬意を表するものでございます。議員生活の中ではさまざまな思い出が錯綜しまして、感慨深いものがあるかとお察し申し上げます。どうか御勇退後も長年培われた豊富な知識と経験を存分に発揮され、市勢発展のため今後ともさまざまな形でお力添えを賜りますよう、切にお願い申し上げますとともに、また御健勝でさらなる御活躍を心から祈念申し上げます次第でございます。まことにありがとうございます。

さて、私自身4年前に別府市長に就任させていただきまして、私の政治信念であります「市民のための市民政治」を目指し、一貫して市民の目線で公平な市政を心がけてまいりました。そして観光の再生と財政の再生を行うべく、「住んでよし、訪れてよしのまちづくり」であるONSENツーリズムの推進をしてまいりました。この間、平成16年12月でありました、熱血漢あふれる人、後藤健介議員が、そしてまた平成17年8月には、市議会の重鎮でありました朝倉斉議員が急逝をされまして、無常の風に心を痛めたわけでございます。時代に求められた希有な2人の政治家を失ったということは、別府市といいたしましても大変残念なことでありまして、また市議会議員の皆様方も同様の思いであろうかと思っております。

今、ONSENツーリズムのまちづくりは、さまざまな分野でそのまいた種が芽を出し、実を結び、全国から注目も浴び、ようやく大きく花開こうとしております。これもひとえに議員の皆様方の御支援のたまものと、心から感謝を申し上げます次第であります。私はこのようなことを踏まえて、再び市民の皆様方の御賛同をいただけるならば、引き続き市政を担当させていただき、夢のある別府のまちづくりに全身全霊を傾ける所存でございます。

また、引き続き市議会議員に御出馬される皆様方、あるいは県議会議員選へ転身される方におかれましては、御健闘を心からお祈り申し上げたいと思いますし、また今後とも市勢発展に御尽力をいただきますようお願いを申し上げます次第でございます。

最後になりましたが、報道関係の皆様方、そして市政運営を支えていただきました自治委員の皆様方、また経済関係諸団体の皆様方、さらには部課長を中心とする市職員の皆様方の御支援と御協力に対しまして、心からお礼を申し上げ、私のあいさつとさせていただきますたいと思います。4年間、まことにありがとうございました。（拍手）

○副議長（吉富英三郎君） 次に、今任期を最後に勇退並びに転身をされます議員の皆様方を御紹介いたします。

まず、今任期をもって勇退されますのは、

村 田 政 弘 議員さん
原 克 実 議長さん
岩 男 三 男 議員さん
佐 藤 岩 男 議員さん
高 橋 美智子 議員さん
田 中 祐 二 議員さん
麻 生 健 議員さん
樋 口 太 議員さん

以上8名の皆様方です。

続きまして、転身をされますのは、

嶋 幸 一 議員さんであります。

ただいま御紹介いたしました議員の皆様方は、まことに恐れ入りますが、議場中央のフロアまでお越しいただきたいと思います。

（勇退・転身する議員、フロアに立つ）

○副議長（吉富英三郎君） それでは、ここで勇退並びに転身をされます議員の皆様方を代表して、村田政弘議員さんからごあいさつをいただきたいと思います。

〔勇退及び転身議員代表あいさつ〕

○30番（村田政弘君） ただいま御紹介のありました9名の引退議員を代表いたしまして、一言お礼のごあいさつをさせていただきます。

補選の方、1期の方、3期の方、5期の方、私はおかげで8期でございますが、それぞれの立場でそれぞれの支援者の応援を得まして、無事に今日を迎えたわけでございます。その間に支援者の御支援と皆様方の同僚、先輩各位の御支援・御協力を得まして、ようやく引退の日を迎えることができました。これも、ひとえに皆様方の御声援・御支援のたまものだと、感謝・感激いたしております。

今後は、一市民として陰になり別府市の発展と皆様方の今後ますますの御繁栄を祈念しながら頑張っていきたいと思っております。大変長い間、お世話になりました。

さらに、市の執行部あるいは報道機関の関係の方々におきましても、大変な御支援と御協力をいただきまして、ありがとうございました。

ここで若干の時間をいただきまして、余分なお話をして終わらせていただきたいと思います。戦前戦後を通じて市会議員さんが何百人か出ました。その中でずっと調べてみますと、一番長い方が、先般亡くなりました岡部茂人議員、10期当選で、当選後間もなく亡くなりましたが、10回の選挙をかち得たわけです。それから調べましたら、次に9期生がなくて8期の方が3人おります。終戦直後の平野國松さんと私と朝倉議員の3人です。朝倉議員は残念ながら一昨年亡くなりました。ずっと調べてみますと、7期生が7名おります。6期生が13名、5期生が17名、以下4期、3期ずっとありますが、おかげで私が別府市議会きっての2番目ということになるようです。と申しますのは、平野國松さんは、選挙が6月20日ですね、昭和26年6月20日に初当選されたから2カ月短いという計算になると思うのです。

そういうこともありまして、私が当選したのが昭和46年で、荒金啓治市長の最後の任期でありました。私がやめると、もう荒金啓治市長に師事した議員はいなくなるわけですが、御承知のように荒金市長は5期20年の長い間やって、終戦後の苦難の時期から高度成長までやりました。その中でたくさんの事業をやっておりますが、温泉プールの建設、別大国道の6線化の問題、またJR別府駅の高架問題、大分川利水、競輪場の市営化、自衛隊の扇山移転等々たくさんのことを手がけました。そして最後に別府公園の跡地、自衛隊の移転跡地を別府公園として用地の払い下げ運動の展開になりました。たくさんの事業をやっておりますが、別府市発展の基礎をつくられたと思います。

それから、続きまして脇屋市長。御承知のようにバイタリティーな市長でありました。御承知のように北浜開発、浜脇再開発、別府市役所の移転、また、ビーコンに至りませんでしたが、ビーコンの根回しもやったわけですが、御承知のように大変な事業家でありましたから、後世に残るような仕事をたくさんやっております。

続きまして中村市長さん。御承知のように溪水会政治を唱えて、議会のリコール運動が起こりました。さらに別府公園における光時計、現在もう撤去されておりますが、約4億をかけた光時計、それから今問題になっております駅前、県道駅前通りの台がえ工事、約15億と言われておりますが、大変な迷惑を受けております。それからビーコンの建設をやりましたね。これがまた変わっているのです。私が市長選に出るという声明をした翌日、20億以上の金はびた一銭出せないと言った市長が、翌日10億円ふやしてハーモニーホール30億。だから、私の価値は10億だと私は言いました。

そういうことがありまして、次に井上市長さん。当選直後に、例の中村市長時代に大新東の進出を我々が反対してつぶしました、この十文字原の土地にAPUの誘致に成功しま

した。それから旧野球場にアリーナの建設をしました。それから橋本総理のおかげで日韓首脳会談を別府で開催することができました。それから扇山のクラブハウスの改築、日田のサテライト進出、これは結果的に議会の否決に遭いました。等々のことがございました。

そして、最後に生まれました５期目の市長が、浜田市長でございます。現在、ONSENツーリズムで別府市のまちづくりと中心市街地の活性化問題に取り組んでおります。また井上市長と違って業者からも献金を受けないという市民政治の持ち主で、立派に頑張っております。株式会社イズミの誘致に成功しましたが、御承知のようにこれが成功するかわからないか、将来の別府市にとっては大変大事な大きな問題であります。これが成功するためには、何としても商店街の皆様方の発奮・努力が必要だと思います。そういう意味でこの方面に力を入れて商店街に檄を飛ばしていただきたいなと思っております。

駆け足で、３０数年間の話をしました。今後、また再挑戦される皆様方は精いっぱい頑張らして、無事当選の榮譽を得ていただきたいし、ますます別府市の発展のために御心酔されんことをこいねがっております。

大変長い時間しゃべりましたが、皆様ともども頑張ってもらいましたが、いつかはこういう日が来ることだけは覚悟いたしておりました。大変長い間、ありがとうございました。（拍手）

○副議長（吉富英三郎君） どうぞ、自席の方にお戻りください。

（勇退・転身する議員、自席に着く）

（議長交代、議長・原 克実君、議長席に着く）

○議長（原 克実君） 今期定例会の終了に際し、議長席からではございますが、私からも一言ごあいさつを申し上げます。

今期最後の議長として、短い期間ではございましたが、議員の皆様、そして浜田市長初め執行部の皆様方の御協力をいただきまして、議長としての大任を果たすことができました。心から感謝を申し上げます。

私も今期をもって引退をいたしますが、６期２４年間の議員生活の中で私が最も尊敬する政治家の一人にイギリスの首相を１１年６カ月務めましたマーガレット・サッチャーさんがおります。彼女の政治の信条は、「政治とは、我々の子孫のために木を植えることにある」、これが彼女の信条でありました。そのサッチャーさんの辞任の際のスピーチの一節に、「人生は６５歳から始まります。私は未来のために働きます。常に前へ」という言葉が感動的でした。

私も６５歳になります。これから常に前へ、そしてトライしていきたい、このように思いますので、今後ともどうかよろしくお願いを申し上げます。

最後になりますが、どうか議員の皆様、執行部の皆様方におかれましては、今後とも市民福祉の増進と別府市勢発展のために御活躍をお願い申し上げまして、意は尽くせませんが、私のごあいさつといたします。まことに、ありがとうございました。（拍手）

お諮りいたします。

以上で平成１９年第１回市議会定例会を閉会したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原 克実君） 御異議なしと認めます。

よって、以上で平成１９年第１回市議会定例会を閉会いたします。（拍手）

午後０時１５分 閉会